

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当: 純正化学株式会社 篠崎 公三)

化学物質に関する法律で平成21年1月から4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは概要のため、すべての内容を網羅しておりません。詳細は必ずホームページ等でご確認ください。

1. 毒物及び劇物取締法

●毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令第120号(平成21年4月8日付官報)により、次の物質が毒物・劇物に指定または除外されました(薬食発第0408002号)。

(1) 毒物に指定(施行日: 平成21年4月20日)

- ① 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
- ② 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
- ③ アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。
- ④ 2,2-ジメチルプロパノイルクロリド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤。
- ⑤ S-メチル-N[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。

(2) 劇物に指定(施行日: 平成21年4月20日)

- ① 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤
- ② アバメクチン1.8%以下を含有する製剤
- ③ 2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。(2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキソカン10%以下を含有するも

のを除く。)

- ④ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有する製剤
 - ⑤ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン塩酸塩及びこれを含有する製剤
 - ⑥ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤
- (3) 劇物から除外(施行日: 平成21年4月8日)
- ① 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)5%(マイクロカプセル製剤にあたっては、25%)以下を含有する製剤
 - ② シクロポリ(3~4)[ジフェノキシ、フェノキシ(4-シアノフェノキシ)及び[ビス(4-シアノフェノキシ)]ホスファゼン]の混合物及びこれを含有する製剤
 - ③ 3,4-ジクロロ-2'-シアム1,2-チアゾール-5-カルボサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤
 - ④ 4'-メチル-2-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
 - ⑤ 2-[2-(4-メチルフェニルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

●毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(平成21年4月8日付官報)(薬食発第0408002号)

(1) 次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定(施行日: 平成21年4月20日)。

- ① アバメクチン及びこれを含有する製剤(ア

バメクチン1.8%以下を含有するものを除く)

②S-メチル-N-(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。(S-メチル-N-(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。)

(2)次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定(施行日:平成21年4月20日)。

①アバメクチン1.8%以下を含有する製剤

②2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキシカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。(2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキシカン10%以下を含有するものを除く。)

③S-メチル-N-(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート45%以下を含有する製剤

(3)次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除(施行日:平成21年4月8日)。

①2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)5%(マイクロカプセル製剤にあたっては、25%)以下を含有する製剤

②3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤

【社団法人 東京薬事協会ホームページ:
<http://www.yakujikyo.or.jp/notice/notice.html>】

2.労働安全衛生法

(1)新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第109(平成21年3月27日公示)により、労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表されました。

(通し番号17291~17583)(293件)

【安全衛生情報センターホームページ:

<http://www.jaish.gr.jp/zen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-83-1-0.htm>】

(2)作業環境評価基準の一部を改定する告示(厚生労働省告示第195号)(公布日3月31日)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条の2第2項規定に基づき、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)の一部を次のように改正し、平成21年7月1日から適用する。

今般、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3が改定され、「ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。以下同じ)」及び「砒素及びその化合物(アルシン及砒化ガリウムを除く。以下同じ)」が特定化学物質の第二類物質とされることに伴い、これらの物質の管理濃度を新たに定めるほか、既存の11物質についても、免疫調査等により、新たに得られた知見に基づき、労働者の健康を守るため管理濃度の見直しを行うものである。

【改正の内容】

次のとおり管理濃度を設定する。(作業環境評価基準の一部改正関係)

①ニッケル化合物の管理濃度をニッケルとして0.1mg/m³

②砒素及びその化合物の管理濃度を砒素として0.003mg/m³

③粉じんの管理濃度をE=3.0/(1.19Q+1)

④アクリルアミドの管理濃度を0.1mg/m³

⑤塩素化ビフェニル(別名PCB)の管理濃度を0.01mg/m³

⑥臭化メチルの管理濃度を1ppm

⑦弗化水素の管理濃度を0.5ppm

⑧クロロホルムの管理濃度を3ppm

⑨シクロヘキサノンの管理濃度を20ppm

⑩テトラヒドロフランの管理濃度を50ppm

⑪トリクロロエチレンの管理濃度を10ppm

⑫トルエンの管理濃度を20ppm

⑬二硫化炭素の管理濃度を1ppm

*①、②は新規追加。③～⑬は管理濃度の改定。なお、三酸化砒素が、砒素及びその化合物に統合されることに伴い、三酸化砒素の管理濃度を廃止する。

適用日 平成21年7月1日(ただし一部は平成21年4月1日)

【安全衛生情報センターホームページ
<http://www.jaish.gr.jp/information/horei.html>】

3. 食品衛生法

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(食安発第0302006号)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第22号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成21年厚生労働省告示第45号)が公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が改正された。

【改正の概要】

(1) 省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、ナイシンを省令別表第1に追加する。

(2) 告示関係

法第11条第1項の規定に基づき、ナイシンの成分規格及び使用基準を設定する。

(3) 施行・適用期日

平成21年3月2日

【財団法人日本食品化学研究振興財団ホームページ:

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/>】